

さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場は次のとおりである。

令和7年7月2日

さいたま市見沼区選挙管理委員会委員長 倉 島 利 三

